

Westlaw Japan /

大江橋法律事務所:長谷部陽平、上海翰凌法律事務所:孫宇川 共催勉強会第60回 『中国専利法(特許法)第4次改正の概説』

講師: 大江橋法律事務所 弁護士・弁理士 長谷部 陽平 上海翰凌法律事務所 中国律師・ニューヨーク州弁護士 孫 宇川

2020年10月17日、中国全国人民代表大会常務委員会において、専利法(特許法)の第4次改正が可決されました。同法は、2021年6月1日に施行が予定されています。

今回の専利法改正は、12年ぶりの大幅改正であり、部分意匠制度の導入、意匠の存続期間の変更、特許の延長登録制度の導入、法定賠償額の引上げ、懲罰的損害賠償制度の導入、時効期間の変更、開放特許制度の導入等、改正内容は多岐に亘ります。本ウェビナーでは、中国専利法(特許法)第4次改正を概説します。

日 時:2020年12月7日(月) 16:00~17:30

開催方法:オンラインにて、ライブウェブキャストセミナー(WEBオンラインセミナー)を開催いたします。

会社、ご自宅などWEB環境があればどこからでもアクセスいただけます。 お申込み後、セミナー開始前にセミナー視聴用URLをお知らせいたします。

参 加 費:無料

お申し込みはこちら: https://www.westlawjapan.com/event/study/201207s.html

※申込フォームにパスワードが掛かっておりますので、パスワード1207を入力後、お申込み入力をお願いいたします。

お問い合わせ先:seminar@westlawjapan.com

プログラム

16:00~17:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

*開催場所の都合により懇親会はございません。

※今回の勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申込みは、ご遠慮いただいております。

講師紹介

大江橋法律事務所

弁護士・弁理士 長谷部 陽平(はせべょうへい)

2007年東京大学法科大学院修了、2008年弁護士登録、2018年弁理士登録。主な取扱分野は、知的財産権法、情報法、事業再生・倒産法。 知的財産権法に関する講演として、「日本・米国・中国の均等論の近年の動向について」(2018年2月)、「中国・ASEANにおける知的財産権の管理」(2017年7月)、 「日本、米国、中国における特許権の消尽」(2017年7月)、「中国、日本、米国における特許訴訟の戦略的対応」(2017年5月)「国際ライセンス契約の戦略的実務」 (2017年2月)など。

上海翰凌法律事務所

中国律師・ニューヨーク州弁護士 孫 宇川(ソン ウセン)

2007年華東政法大学法学部卒業、2010年京都大学法学研究科卒業、2015年ジョージタウン大学卒業、2012年中国律師登録、2017年ニューヨーク州弁護士登録。 主な取扱分野は、中国法務全般。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: seminar@westlawjapan.com 0120-100-482 (月〜金9:00〜18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合弁会社です。



